

「相続はまだ先のこと」と考えていませんか？ 相続増税があなたを直撃する日がやってきます

現在、相続税の納税者は5万人といわれています。全国平均で100人の内4人にしかかからず、残り96人には無縁であることから、相続税は一部富裕層の税であるといわれてきました。しかし、平成27年1月に実施される新しい相続税法では、基礎控除額が40%も引き下げられてしまいます。これにより納税者は15倍にも増加し、「わっちらには関係ない」と思っていた庶民が相続税を支払わなければならない時代がやってくるのです。

超高齢化社会となった我が国では、年間125万人の方が亡くなっています。今後30年間死者は増え続け、ピーク時には180〜200万人になると予想されています。被相続人も長生きするため、相続に関するさまざまな手続き(財産・相続人の調査、名義変更、相続税申告など)にかかる大変な労力と時間が、年輩いた相続人に強いいられて

まうのです。「もうこんな面倒なこととは二度としたくない」というお客様の声を聞いたことが「ぎふ相続サポートセンター」発足のきっかけとなりました。

相続は誰にでも起こるもの。人はどうしても面倒なことを先送りしがちですが、今からしっかり準備を進めておけば、あらゆるトラブルが避けられるのです。では、何をしたらよいのか？生前にできる相続対策には、①「節税対策」②「納税資金対策」③「争族対策」の3点が挙げられます。

① 遺す時代から贈る時代へ「節税対策」

まずは課税財産を減らすこと。そのひとつが「生前贈与」です。夫婦間(婚姻期間20年以上)で居住用不動産・資金を贈与した場合の配偶者控除(2000万円)や直系尊属からの住宅取得資金贈与の非課税(25年は

700万円)、また新設される孫への教育資金贈与(1500万円)といった制度を賢く活用しましょう。ほかに、お金を物に換えたり、購入した不動産を賃貸することで課税財産の評価を低くするなど、節税に関わる対策は多岐に渡ります。

② 前もって用意しておく「納税資金対策」

相続税は被相続人が亡くなってから10ヶ月以内に、財産を引き継ぐ相続人が、原則として現金で納める必要があります。例えば、中小企業のオーナーで自社株式や不動産の割合が多いという場合には、生前に納税資金をしっかり準備しておきましょう。それには「生命保険」の活用が有効です。

③ 最も大切といえるのが「争族対策」

核家族化により、人と人との絆が薄くなっている現代。コミュニケーション不足や兄弟間の経済格差、配偶者の言い分などといったことから起こる相続争い、すなわち「争族」が大変増えています。このご時世ですから、争族に財産の多寡は関係ありません。家庭裁判所で争われる事案の73%が、遺産総額5000万円以下なのです。

遺産の分配を明確に伝える「遺言書」を書くことが、争族を未然に防ぐ有効な方法です。遺言書には主に「自筆書遺言」と「公正証書遺言」の2種類があり、それ以外の方法(録音、パソコンのデータなど)は無効です。ただ、自筆の場合でも裁判での争いが起こる可能性があるので、費用はかか

りますが、最も安全で確実なのは「公正証書遺言」です。財産は分配したら二度と戻りません。また老後の生活を独りで送らなければいけないあなたの大変な配偶者に財産を必ず遺してください。また、遺言書の作成に抵抗がある方は、まず自らの思いを整理できる「エンディングノート」の利用がおすすめです。

「仲の良い兄弟」が最大の財産

争族となってしまうことで、「父親の初盆に子供たちが帰ってこなかった」というケースも増えていると聞きます。兄弟間での公平と平等に関する感覚の違いも原因のひとつでしょう。「仲の良い兄弟」が最大の財産であると私は考えています。これからの将来に備え、今は辛抱するといふ「米百俵の精神」を見つめ直してみたいかがでしょうか。

相続に伴う手続きは全般的に分かりにくく複雑です。やはりプロに任せるのが安心ですが、「どこに相談したらいいのかわからない」という人が本当に多いんです。会計事務所は敷居が高いと思われるがちですが、当社は創業60年の老舗で「心のバリアフリー事務所」がモットー。どうぞお気軽にご相談ください。



ぎふ相続サポートセンター
税理士法人 服部会計事務所
代表社員
税理士
ファイナンシャルプランナー
服部 正樹さん
名古屋税理士会岐阜支部所属。1969年税理士試験合格。税理士として43年の経験を持ち、相談者とじっくり向き合う親身な姿勢が高く評価されている。銀行、生命保険会社、葬儀社などで講演会・相談会を多数開催。

私の『エンディングノート』

- ★人生最後に食べたいもの(最後の晩餐)
寿命が10年延びる食べ物
- ★人生最後に行きたいところ
月面旅行
- ★天国に持っていきたいもの
最高性能のデジカメを持っていき、三途の川を撮影したい
- ★天国で会いたい人
●産みの母親(4才の時に亡くなっている)
- ★生まれ変わったらなりたい職業
検察官になり悪をきちんと裁きたい

私の『エンディングノート』

- ★人生最後に食べたいもの(最後の晩餐)
ハンバーグ
- ★人生最後に行きたいところ
思い出の場所全部
- ★天国に持っていきたいもの
野球道具一式
- ★天国で会いたい人
●父 ●祖父
- ★生まれ変わったらなりたい職業
プロ野球選手(中日)



税理士法人 服部会計事務所
税理士・行政書士
藤田 裕也さん
名古屋税理士会岐阜支部所属。2010年税理士試験合格。相続税の申告はもちろん、生前の相続対策から葬儀後の相続手続きまで、親身でトータル的なサポートをしている。

■ 改正される相続税に注意を

正味の遺産額が基礎控除額を超えた場合にかかるのが「相続税」。改正案では、その基礎控除額が大幅に縮小されます。

現行 $5000\text{万円} + 1000\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

基礎控除額
改正案 $3000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

◆ 相続税の計算式

$$\begin{matrix} \text{各相続人の} \\ \text{法定相続分に} \\ \text{応ずる取得金額} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ \text{速算控除額} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{各相続人の法定相続分による} \\ \text{相続税額} \\ \text{(この合計額が相続税の総額)} \end{matrix}$$

■ 贈与税の負担は軽くなる場合が

直系尊属(父母・祖父母など直系の血族)から20歳以上の子供や孫への生前贈与の場合、他の贈与に比べ、軽減税率が適用されることになり改正前とくらべ「贈与税」の負担は軽くなります。

◆ 贈与税の計算式

$$\begin{matrix} \text{(贈与を受けた財産の価額)} \\ \text{- (基礎控除額 110万円)} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{贈与税率} \\ \text{速算控除額} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{贈与税額} \end{matrix}$$

【取材協力】
ぎふ相続サポートセンター
税理士法人 服部会計事務所
「あなたの街の相続の専門家」として気軽に相談を受けられるよう、ワンコイン相談会も実施中。
(平日常時開催：9～18時)
岐阜市初日町2-22
☎058-231-4895
http://www.hattori-kaikei.co.jp/